

平成 29 年度 議会改革調査特別委員会行政視察報告

- 1 視察期日 平成 29 年 4 月 19 日～平成 29 年 4 月 21 日
- 2 参加委員
委員長 山 田 典 幸
副委員長 奥 村 英 俊
委 員 東 千 春
熊 谷 吉 正
東 川 孝 義
高 野 美 枝 子
川 村 幸 栄
野 田 三 樹 也
- 3 視察先 紋別市 議会運営について
栗山町 議会改革について
芽室町 議会改革について

平成29年度の議会改革調査特別委員会の行政視察についてご報告致します。

当委員会は4月19日から21日の3日間で紋別市、栗山町、芽室町の3自治体それぞれの議会における議会改革の取り組み及び議会運営について視察研修を行いました。

初日の紋別市議会は、平成26年7月の市議会議員選挙より議員定数を18名から16名へ削減、それに伴い3常任委員会体制から2常任委員会体制へと変更



し議会活動を行って（2常任委員会体制での活動について説明を受ける 紋別市議会）います。名寄市議会として今後の定数議論の参考とするため、視察先として選定を致しました。はじめに現在の議員定数に至るまでの経緯について、定数に関する議会内での協議内容について、2常任委員会での活動についてそれぞれ説明を受けました。

現在の議員定数に至るまでの経緯については、平成24年に議会改革協議項目として議員定数と議員報酬見直しが盛り込まれ、平成25年から議会運営委員会において、定数については18名から16名への削減の是非、議員報酬については36万円から5%程度の削減の是非について協議を行い、議員報酬については全会一致で据え置きとすることに決定したが、定数については結論に至らず議会運営委員会での協議を終了し、平成25年第4回定例会に議員定数削減のための条例改正案を議員提案により提出し、賛成多数により可決され16名の定数になったとのことでした。

協議内容については、定数の削減に関しての賛成意見として、市民から削減の声が大きい、行財政改革で市職員や市民に負担が掛っている中では議員も身を削るべきなどの意見があり、反対意見としては市民の幅広い意見や少数意見の反映のためには削減すべきでない、委員会主義をとる紋別市議会においては、定数削減による委員会定数の減少は避けるべきなどの意見があったとのことでした。また議員報酬の削減については、賛成意見として行財政改革で職員給与が削減されている、類似都市と比較して報酬は低くない、反対意見としては議員のなり手不足に繋がる、議員の専門化の流れもあり報酬の生活給に近い考えも必要などの意見があったとのことでした。

2 常任委員会での活動については、メリットとして委員数の増加による多様な発言と質疑や議論の活発化につながった、デメリットとしては、担当所管の拡大による委員の負担増と専門性の低下がみられたとのことでした。

説明を受けた後の質疑応答では、「定数削減について市民意見聴取の取り組みはどのようにされたか」の問いに対しては、「議会全体として市民意見の聴取は行っていない。市民の多くは定数は少ないほど良いと思っている中であっても、議会の責務として現状にふさわしい定数を明確に示すべきという姿勢で議論をし、結論を出した」とのことでした。「定数を議論する中で議員の質やレベルの向上についての意見等があったか」の問いに対しては、「定数削減が議員の質の高まりにはつながらないと考える。多様な意見を持った議員が少なくなることによる市民へのデメリットも考慮しながら議論すべき」とのことでした。

2 つ目の視察先の栗山町議会は、平成 18 年に全国初となる議会基本条例を制定した議会改革の先進地です。栗山町議会基本条例の特徴的事項と、それに基づく実践例について詳しく説明をいただきました。

主な実践例としては、平成 17 年 3 月に全国で 2 例目、道内では初となる議会報告会を実施、議会基本条例制定のきっかけはこの報告会を継続的に実施し、条例に明記すべきとの町民の意見に端を発しているとのことでした。現在では毎年 3 月に町内 12 会場で開催し、延べ 200 人以上の町民が参加しているとのことでした。また、報告会とは別に町民や団体との意見交換のため、議会主催による「一般会議」を平成 18 年から 28 年 3 月までの間に計 29 回開催しています。主な団体としては、商工会議所、青年会議所、教育委員会、栗山赤十字病院などで、団体等からの開催要望に可能な限り対応し必要に応じて議会側から開催を求める場合もあるとのことでした。

栗山町議会基本条例第 5 条第 2 項に反問権の付与の規定が謳われており、条例制定後



から現在まで一般質問において計 9 回の反問権の行使があったということです。

(議会基本条例に基づく実践例について学ぶ 栗山町議会)

条例の見直し手続については、1年毎に条例の目的が達成されているかを議会改革推進会議で検討し、条例改正が必要となった場合は町民への説明責任を果たすため、改正理由、背景を本会議において説明しています。

その他にも町民から議会運営に関し提言を聴取する議会モニターを設置、有識者に政策づくりへの助言をもらう議会サポーターの導入など様々な議会改革の取り組みを実践しているとのことでした。

質疑応答では、「議会報告会の参加者が非常に多いが工夫していることはあるか」の問いに対しては、「議会だより臨時号の全戸配布に加え、自治会長と日時や場所を協議し多くの町民に参加してもらえるようにしている」とのことでした。また「反問権の行使による効果は」の問いに対しては、「議員それぞれが質問するにあたり、今までより深く勉強して臨むようになった」とのことでした。

最後の視察先の芽室町議会は、議会改革度ランキングで2年連続で全国1位となるなど、議会改革の最先端を行く議会です。



芽室町議会において（議会改革の最先端を行く取り組みを学ぶ 芽室町議会議場）では、平成25年3月に議会基本条例を制定、同年5月からは議会開議の主導権の確立と委員会活動及び議員活動を機動的に行うことを目的として、通年議会制を導入しています。また議会活性化計画を策定し、年度毎に主要項目についての取り組みを評価し、議会活性化計画最終評価書としてまとめ、議会の見える化とPDCAサイクルを確立させています。

町が進める構想、計画、政策、施策、事務事業に対し、町民との意見交換を通じ、所管事務調査及び議員間討議を踏まえ、議会として町に政策提言を行うために政策形成サイクルを導入、本格的に取り組んだ平成26年度には「政策及び事務事業の推進に関する提言の決議」として6項目を議決したということです。

広報広聴の取り組みについては、議会白書の作成・公表、議会報告会及び意見交換会の総括報告書の作成・配布、議会だよりの毎月の発行、SNSやホームページの毎日の更新、議会ホットボイスにより町民意見を募集、町民との意見交換会である「議会フォーラム」の開催など、多くの取り組みが実践されています。

他にも議会サポーター制度、議会モニター制度の設置に加えて、町民からの意見・提言を幅広く議会運営に反映させることを目的に、議会諮問会議を設置し、より町民に開かれた議会を目指し取り組んでいるとのことでした。

質疑応答では、「議会だよりの毎月発行による住民の反応は」の問いに対しては、「毎月の発行によって住民からは『議会が何をやっているかわからない』などの声は聞こえなくなった」とのことでした。また、「多くの議会改革の取り組みによる議会の変化で住民の意識はどのように変わったと感じているか」との問いに対しては、「住民参加と情報公開を大前提に取り組んできたが、目的は議会改革ではなく住民の福祉の向上である。その手段として住民との対話や政策議論がある。そのような活動の繰り返しで住民に議会のことが徐々に理解されてきていると感じている」とのことでした。

今回の3ヶ所の視察研修は、人口規模・議員定数等類似自治体と議会改革の先進自治体を視察しましたが、それぞれにおいて参考にすべき点が多くあり、大変有意義な視察でありました。今後、名寄市議会としても市民の福祉の向上を目的とした議会改革をこれまで以上に進めてまいります。



議会改革は市民福祉の向上が目的であることを改めて確認

(芽室町議会議場にて)

以上、議会改革調査特別委員会の視察報告と致します。